

4板監第30号の3
令和4年7月4日

請求人 様

東京都板橋区監査委員 菊 地 裕 之

同 吉 田 伸 江

同 大 田 ひ ろ し

同 元 山 芳 行

板橋区職員措置請求について（通知）

令和4年6月3日付で提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定による板橋区職員措置請求について、別紙のとおり決定
しましたので通知します。

決 定 書

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

令和 4 年 6 月 3 日 (金)

第 2 請求の要旨

本件請求において、請求人は、請求対象を板橋区立前野小学校校長金子陽子及び板橋区教育委員会とし、板橋区立前野小学校が同校 P T A の O B 会からアルコール消毒の寄付を受けた際、寄付申出・受領に係る書面の取り交わしが無いことから、財産の不正な取得に当たるとして、寄付、寄贈に関わる正規の手続きを実施すること、請求対象となる機関、職員への板橋区による指導、並びに是正措置を講じることを請求している。

第 3 要件審査の結果

1 要件審査の結果

令和 4 年 6 月 3 日に受け付けた板橋区職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、合議により次のように決定した。

本件請求について、請求の要件を審査した結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める要件に欠けるため、監査を実施しない。本件請求は、これを却下する。

2 却下の理由

(1) 財務会計上の行為について

法第 242 条第 1 項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方

公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為または事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「令和3年1月に板橋区立前野小学校校長が同小学校PTA－OB会より、アルコール消毒の寄贈を受ける（計3回）。」との点を、財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人の主張が住民監査請求の要件である財務会計上の行為に当たるかという点について、検討する。

この点について、最高裁判所は「公金の支出、義務の負担ないしは財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は、かりにそれが違法な場合であつても同条4項所定の住民訴訟の対象とすることはできないものと解するのが、相当である。本件訴訟の対象は、普通地方公共団体である被上告人を受贈者とする贈与契約であつて、単に被上告人に収入を発生させるにとどまるものであるから、右契約が、かりに上告人主張のような理由で違法であるとしても、住民訴訟の対象とすることができないものといわなければならない」と判示している（最高裁昭和48年11月27日判決）。

これを本件についてみると、請求人が財務会計上の行為と主張する「板橋区立前野小学校校長が同小学校PTA－OB会より、アルコール消毒の寄贈を受ける」行為は、公金の支出、義務の負担ないしは財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為であつて、請求対象となる機関、職員を受贈者とする贈与契約に該当すると解されることから、財務会計上の

行為には当たらない。

(2) 「行為の発生から1年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、住民監査請求に期限を設けている。

本件請求は、寄付を受けた行為があった日から1年を経過したときになされており、請求人も、そのことを踏まえて行為のあった日から1年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の「教育委員会が寄贈の事実を認識している以上、当然正規の寄付・寄贈に関わる手続きが行われているもの」と思い、当時、行為の違法性について気付くことが困難であった。上記の寄贈行為について、令和4年5月、板橋区に対して公文書公開（寄付申出書及び寄付採納書の閲覧）請求を行ったところ、『公文書不存在通知書』が発行された。これにより、本寄贈行為に対する違法性が発覚し」という主張に、1年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかについて、検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」としている（最高裁平成14年9月12日裁判要旨参照）。

これを本件についてみると、アルコール消毒の寄付行為のあった日は、令和3年1月22日であり、請求人が事実証明書として提出した「ようこそ前野小学校のホームページへ」は誰もが閲覧可能なものであることから、その行為は、相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと認められる。

また、請求人が事実証明書として提出した「9月22日打合せ議事録（文書-10 2021年9月28日）」によれば、請求人は、「消毒用アルコールの寄付については、PTAのOB会からの寄贈である」ことを9月22日には認識しており（同議事録1頁）、遅くともこの時点で、請求人が公文書公開請求を行い、その回答を得ていれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように、監査請求ができたというべきである。

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本件請求は、アルコール消毒の寄付行為のあった日から1年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、同条第5項に定める監査を実施しないこととする。